

平成25年度中小企業関係施策に関する意見・要望【重点項目】

平成24年7月19日

日本商工会議所

～中小企業と地域の成長のために、「いま」取り組むべきこと～

※●印は「重点項目」。税制については「平成25年度税制改正に関する意見」を参照

基本的な考え方

【中小企業を柱とした成長の実現を】企業こそが経済成長の担い手。中小企業は雇用の受け皿など社会の安定化に多大な貢献。中小企業を再生戦略の柱とした成長の実現が不可欠
【中小企業の実態に即した施策の展開を】中小企業の多様な実態、課題の複雑化・専門化を踏まえ、段階や指向に応じた支援策が必要
【疲弊した地域の成長を日本再生のエンジンに】賑わいあるまちづくりの実現と地域産業の競争力強化による雇用創出・拡大を通じた地域経済の成長力強化が重要

中小企業の成長を支援する戦略的な施策の展開を

1. 外需を取り込み成長するための海外展開支援の抜本的強化を

●中小企業の海外展開に係る相談・支援体制の強化

・個別企業へのきめ細かく、機動的な支援を行うため、公的機関のアドバイザーは、個人に加え、法人を活用すべき

●ODAを活用した中小企業の海外展開支援の推進

・環境、医療、福祉等のODA分野で中小企業の優れた製品・技術を活用することにより、中小企業の海外展開を促進すべき

●中小企業向け海外進出のためのF/S(事業の実行可能性調査)支援の拡充

・知識、資金、人材など経営資源の乏しい中小企業向け海外進出に係る予算の拡充が必要

○海外の見本市・展示会への出展に係る支援の拡充

・海外での販路拡大を支援するため、支援対象となる展示会を拡大し、出展に係る経費についても出展費のみならず、渡航費等の諸経費まで拡大が必要

○進出先での資金調達・金融支援の充実

・政府系金融機関によるツーステップローン等支援メニューの充実が必要

2. 企業の成長に応じた段階的な支援措置を

●起業の推進を

・起業家に対する支援体制の拡充(ワンストップ支援、起業家同士・起業経験者との交流促進、開業準備段階から事業安定期まで専門家・OB人材等によるハンズオン支援制度の創設)

・資金繰りの改善のための金融・税制等による支援拡充(資本性の長期融資制度、経営指導と一体となった長期かつ低利の融資・保証制度の整備、創業後5年間法人税免除・社会保険料減免等)

＜参考＞起業後10年で約3割の企業が退出。うち5年以内の退出割合が2割。起業の成果が得られている要因：人脈等：約5割、資金調達：約3割

●企業の成長の「種」となる新製品・新サービス開発力の強化への支援を

・中小企業技術革新制度(SBIR)における多段階選抜方式の導入促進を含む公募テーマの拡充および成長分野(環境・エネルギー・新素材等)への補助金の重点化が必要

＜参考＞SBIR関連補助金の中小企業向け目標額は451億円(SBIR関連補助金全体の約1/4)で金額ベースで米国の約1/4。米国は原則、多段階選抜方式であるのに対し、日本は約7%(事業数ベース)

・公的金融機関の設備投資向け融資制度の金利低減措置の拡充・延長

＜参考＞現在の公的金融機関の設備資金融資：貸出後2年間の0.5%優遇はH25.3.31までの時限措置

・農商工連携等の事業化への支援の充実強化

○優れた製品・サービスを売り込む販売力の強化で成長の後押しを

・各種専門展示会への出展費用等への助成制度の創設
・販路開拓のためのテストマーケティング支援や販路開拓専門家とのマッチング支援の拡充

＜参考＞中小企業の経営課題：約7割が「販売・受注量の減少」を挙げ、その対策として「新規取引先の開拓」を重視する企業が最も多い(約35%)

○企業の成長を支える人材確保・育成への支援を

・若年者の雇用促進のため、キャリア教育・インターンシップ等、学校・学生と中小企業を直接つなぐ仕組みを構築し、学生や学校の個々の企業に対する意識・イメージを刷新することが重要

＜参考＞「インターンシップ・職場体験」を支援している商工会議所は増加(H20:130か所⇒H23:170か所)

・中小企業への円滑な人材移動を促進するため、有料職業紹介事業における規制緩和、労働条件変更や解雇の要件緩和等が必要

・優秀なグローバル人材の獲得支援(技能実習生の在留期間延長、留学生の就職支援)の拡充

・中小企業大学校等における経営支援人材の育成機能の強化

○中堅企業への支援、中小企業の定義の見直しを検討すべき

・中堅企業は、地域経済の牽引役にも関わらず、国の支援施策の対象となっていないことから、中堅企業への支援策を検討すべき。また、中小企業の定義の見直しを、その多様な実態を踏まえ検討する必要がある

3. 中小企業の経営体力強化への支援を

●消費税引上げに伴う弊害の是正を

・円滑な価格転嫁の実現のため、徹底した広報をはじめ万全な対策を実施すべき

「消費税は転嫁されるものである」メッセージの発信。過去の価格転嫁対策は全て実施

徹底的な広報(マスメディアでの消費者向け広報、ガイドライン策定と周知徹底)・相談・指導など

・中小企業経営への影響を最小限に止める支援策を講じるべき(税率引き上げに伴うソフトウェアや設備等の更新への助成措置、税率引き上げにより業績が悪化する企業への公的融資の拡充等)

●安全性確保と地元理解を得た上での原子力発電所の再稼働

・電力の安定供給の確保とコスト上昇の抑制のため、国は、安全性が確認され、地元理解が得られた原子力発電所の再稼働を順次行うべき。そのため、原子力発電の位置づけを明確化し、安全性強化について体系的かつ迅速な取組みを進めるべき

・電力不足問題への支援(省エネ・節電設備機器の導入への支援、省エネ・節電診断の拡充、節電地域振興商品券への支援等)

●資金調達の円滑化を

・マル経融資は、事業者のニーズに沿った見直しを図るべき(ソフトウェア業等の業種分類の見直し、金利引下げ、融資限度額等に係る特例措置の恒久化が必要)

＜参考＞ソフトウェア業等の業種分類(規模要件)を現行のサービス業(従業員数5人以下)⇒製造業並み(従業員数20人以下)に見直し。中小企業関連法令(例：信用保証)では、ソフトウェア業等は、製造業並みの規模要件

・中小企業金融円滑化法の最終延長の終了に備え、公的金融機関のセーフティ貸付、危機対応貸付の拡充が必要

・セーフティネット保証の業種拡充措置の終了時期は、円滑化法終了後の状況を精査したうえで判断すべき

＜参考＞セーフティネット貸付(貸渋り等に対応する金融環境変化資金)：融資限度引上げ、金利引下げ

・危機対応貸付：適用範囲の拡大(金融円滑化法終了に伴い影響を受ける企業を対象)

・セーフティネット保証等100%保証の利用残高：22.5兆円(2011年度)、民間金融機関貸出の10%弱

・中小企業の資金調達力の向上に資する「中小会計要領」の活用促進を図るべき

●事業承継の円滑化・企業再生に万全な対策を

・M&A等事業の引継ぎに関する支援体制の強化、事業承継税制の拡充(納税猶予制度の要件緩和等)

・個人保証の履行を一定の契約違反の場合に限定する手法の推進(金融検査マニュアル等で同手法の活用すべきケースを明示し、積極的な推進を図るべき)

・中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業再生支援協議会の体制強化が必要(専門家およびデューデリジェンス関連予算の拡充)

○企業活動を減退させる公的負担の軽減を

・中小企業の健康保険料の負担緩和。協会けんぽの国庫補助率引上げが必要(16.4%⇒20%(本則上限))

○総合型厚生年金基金の解散、事業所の基金脱退時に係る救済措置の拡大を

○IT診断、IT導入・活用への専門家派遣など地域の支援体制の強化を

○都道府県の経営改善普及事業予算の確保・増額を

東北地域をはじめとする被災地の震災復興のスピードアップと福島の再生を

1. 震災からの復興を加速させる力強い支援を

●復興予算執行の迅速化・継続的な財政支援を

・自治体の人員拡充、復興交付金の柔軟運用等により、自治体の復興事業の円滑な遂行を促し、復興予算執行を迅速化

<参考>23年度復興予算1兆14兆9243億円、うち執行額は9兆514億円。執行率約6割

●土地のかさ上げ促進・災害廃棄物の広域処理推進を

・土地のかさ上げの遅れの要因となっている土地利用計画の策定を支援するため、自治体への専門人材派遣の拡充が必要

・進まない災害廃棄物の処理促進に向け、広域処理を推進すべき

<参考>被災3県の災害廃棄物処理率:20.3%(6/30現在)、災害廃棄物受入自治体:7県(7/3現在)

○次代を担う成長産業の立地促進策の拡充を

・復興特区を活用した一層の規制緩和・税制優遇措置による企業立地促進が必要

○雇用関連施策の充実により、人口流出に歯止めを

・新たな産業集積を視野に入れた職業訓練等への助成拡充(助成対象経費の拡大、助成額の増額等)

○地域経済復興を支えるインフラの早期復旧・整備促進を

・道路:高規格幹線道路の整備促進、鉄道:不通区間の早期復旧、港湾:津波防災施設の整備、空港:LCC(格安航空会社)導入等による路線拡大等

・観光振興のための東北地域内の高速道路料金の低廉化

2. 被災地中小企業の早期再建に向けた支援の拡充を

●事業再開が遅れている中小企業のために「グループ補助金」の拡充・継続を

<参考>被災事業者の再開状況は、石巻市は約7割、陸前高田市は約4割、女川町は3割程度にとどまるなど、地域により復旧・復興の状況に差異。24年度の国の予算額:500億円、宮城県5次募集(予算枠315億円)に対して1,441億円の申請がなされた

●被災した中小企業の販路拡大支援の拡充を

・震災により顧客や販路を失った被災中小企業の販路拡大を支援するため、首都圏や大都市等の展示会への出展、被災地へのバイヤー招致等、支援の拡充が必要

○復興に取り組む中小企業の資金需要の増加へ万全の対策を

・東日本大震災復興特別貸付、マル経融資震災対応特枠等の継続

<参考>復旧に向けた被災事業者の経営課題:復旧工事費の高騰から自己負担金の増加、売り上げ減による資金繰りの悪化

○今後増加する二重債務問題に関する幅広い相談へ迅速かつきめ細かな対応を

○地域支援機能の充実強化を

・被災地中小企業の事業再建に向けて商工会議所等の経営相談体制の強化

3. 福島の再生に向けて、あらゆる対策を

●国および東京電力による原子力損害賠償の迅速・公正・着実な実施を

●徹底した放射線被害対策の実施を

・徹底した除染の早期実施、風評被害の払拭、放射線医療等に係る国際機関の誘致等

○既存の電力インフラを活用したエネルギー産業の集積を

・再生可能エネルギー集積・研究拠点の整備、環境負荷の少ない高効率火力発電の検討

○雇用の担い手である企業へ思い切った立地支援策を

・「福島産業復興企業立地補助金」など助成措置拡充、安価な電気料金の設定、税制減免措置など創設

疲弊した地域の成長を日本再生のエンジンに

1. 賑わいのあるまちづくりの実現に向けた制度の見直しを

●戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金は存続を

・「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」の実現に向けて、国認定の基本計画に基づく事業を支援する極めて重要な助成制度。まちづくり三法の趣旨に沿って事業のあり方を検討したうえで、事業の存続を強く望む

●改正まちづくり三法の早急な見直しと都市と農村を一体的に捉えた都市計画制度の構築を

・改正まちづくり三法では、大型店の郊外立地規制と中心市街地活性化が十分に機能せず。都市部と農村部を一体的に捉える新たな法整備が必要

<参考>平成18年改正から5年経過、10,000㎡以下の出店は増加(H17:152件⇒H22:171件)、特に郊外の幹線道路型の出店は大幅増(H18:245件⇒H22:341件)。商店街の空き店舗率(H21:10.8%)は依然増加傾向

○エリアマネジメントを担う「まちづくり会社」等の組織の設立と運営に対する財政面および人材確保・育成面での支援の拡充を

<参考>まちづくり会社:中心市街地活性化基本計画に基づく再開発事業、空き店舗対策、地域資源を活用したイベント等、にぎわい回復に向け、公共性の高い事業を実施

○個店の競争力強化に加え集合体としての商店街の取り組み(空き店舗管理、共同配送、高齢者送迎等)への支援の拡充を

<参考>・買い物弱者の全国推計910万人。自治体の約97%が買い物弱者の要因を住民の高齢化としている

・商店街として関心が高い事業:高齢者支援、子育て支援サービス

2. 地域資源の活用で地域経済の成長を

○地域資源の価値向上(ブランド化等)の取り組みへの支援拡充を

・地域資源の発掘から、試作品開発、商品化、販売まで一貫支援、プロジェクトを担う大学や研究機関等への財政・人材面の支援

○国によるインバウンド拡充に向けた取り組み強化を

・MICE誘致等のためのプロモーションの促進、海外での風評被害の払拭のための情報発信等

<参考>24年3月訪日外客数678,748人(伸率対H23:92.5%、伸率対H22:-4.4%)

●地域経済社会の基盤となる社会資本整備の促進を

・高速道路等のミッシングリンクの解消と低廉、簡素、安定的な料金制度の確立、老朽化している道路橋、港湾施設等の更新等

<参考>23年度末の全国の高規格幹線道路の供用率は約70%(なお、約4,000kmが未整備。1km当りの高速道路料金は韓国の3倍以上。2030年には道路橋、河川管理施設、港湾施設の50%以上が建設後50年以上経過)